

第二十六回
国会

参議院社会労働、農林水産委員会連合審査会会議録第二号

昭和三十三年五月十八日(土曜日)午前
十一時十九分開会

出席者は左の通り。

社会労働委員

委員長 千葉 信君
委員 阿貝 根 登君
理事 榊原 亨君
高野 一夫君
山本 經勝君
早川 慎一君

委員

大川 光三君
勝俣 稔君
紅露 みつ君
斎藤 昇君
西岡 ハル君
西田 信一君
片岡 文重君
榊 繁夫君
藤原 道子君
藤田 藤太郎君
山下 義信君
奥 むめお君

農林水産委員

委員長 堀 末治君
理事 重政 庸徳君
藤野 繁雄君
東 隆君
清澤 俊英君

委員

青山 正一君
秋山俊一郎君
雨森 常夫君

國務大臣

厚生大臣 神田 博君
農林大臣 井出 二郎君

政府委員

厚生政務次官 中垣 國男君
厚生省公衆衛生局長 楠本 正康君
衛生部長 谷垣 專一君
農林省畜産局長 奥原日出男君
水産庁次長 奥原日出男君
事務局長 安永城敏男君
常任委員 安永城敏男君
専門員 安永城敏男君

本日の会議に付した案件

○環境衛生関係営業の適正化に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(千葉信君) これより社会労働、農林水産委員会連合審査会を開会いたします。

○委員(千葉信君) 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案を議題といたします。前回の質疑に関連して政府から発言を求められております。

○委員(千葉信君) 小林君。○小林孝平君 ただいま委員長から御発言がありまして、閣議の決定に基いた政府の統一の見解をこれから政府からお述べになることだろうと思うのであります。そこでその前に議事進行に閣下いたしました一言申し上げたいのであります。昨日われわれが政府にたてましたところは、閣議の決定に基いた政府の統一の見解を承わりたい、こういうことでわれわれはこの委員会を暫時休憩してお待ちしておつたのであります。そこで多分閣議を開かれましてこの統一の見解をここにお述べになることになると思うのであります。○委員(千葉信君) 閣議の統一の見解を承わりたい、これは念のためにこの審議の關係の都合もございまして、議事の進行上あらかじめ申し上げておいた方がいと思つてこれから申し上げるのであります。○委員(千葉信君) 閣議の統一の見解を承わりたい、これは念のためにこの審議の關係の都合もございまして、議事の進行上あらかじめ申し上げておいた方がいと思つてこれから申し上げるのであります。○委員(千葉信君) 閣議の統一の見解を承わりたい、これは念のためにこの審議の關係の都合もございまして、議事の進行上あらかじめ申し上げておいた方がいと思つてこれから申し上げるのであります。

果の正式の政府の統一の見解を聞かなければならぬことになりまして、議事の進行上都合でございまして、果して昨日の決定なるものが、これからお述べになろうとしているものは閣議の決定に基いた政府の統一の見解であるかどうかという点をあらかじめお尋ねいたします。具体的には一体その相談にはどなたとどなたが、閣下が何人出席されてそういうことをきめられたのか、そういうものは閣議と言ふことができるのかどうか、そういう点をあらかじめお述べになる前にお尋ねいたします。○委員(千葉信君) 委員長からお答えいたします。小林君の懸念になつておられます点については委員長は確認しております。従いまして、その問題も含めて政府の方から見解を申し上げます。○委員(千葉信君) 閣議の統一の見解を承わりたい、これは念のためにこの審議の關係の都合もございまして、議事の進行上あらかじめ申し上げておいた方がいと思つてこれから申し上げるのであります。

○委員(千葉信君) 承知いたしました。それでは承知いたしましたという意味は、閣議の決定であるのかどうかということをお私から確認して明らかにし、その取扱いについては、また後ほど御協議申し上げたいと存じます。○委員(千葉信君) 閣議の統一の見解を承わりたい、これは念のためにこの審議の關係の都合もございまして、議事の進行上あらかじめ申し上げておいた方がいと思つてこれから申し上げるのであります。○委員(千葉信君) 閣議の統一の見解を承わりたい、これは念のためにこの審議の關係の都合もございまして、議事の進行上あらかじめ申し上げておいた方がいと思つてこれから申し上げるのであります。

ということとは、農林大臣の答弁をもつてすれば不可能であるという、そういう段階のように考えられます。

以上でございます。

○小林孝平君 問題は二点あると思う。第一点は、昨日当委員会のこの国会の末期に非常に議案が輻湊しておる中を休憩をいたしまして、政府の統一の見解なるものを待ちましたゆえんは、小笠原君の質問に對しまして、政府は従来通り閣議に諮つてこの結果をこの委員会に報告をして、こういう手続は従来通り変らずとりますということだったのです。その発言に基いてわれわれはこの閣議に諮つた統一の見解を聞くということ、当委員会を午後四時から十二時まで休憩をして待ったわけでありました。こういうような重大な審議過程において貴重な時間を空費して待ちました理由から考えまして、ただいまの委員長の御説明によるこの非公式な関係閣僚だけの統一の見解をここで聞きましてそれでよろしゅうございませうというわけに私は参らぬと思う。これはこの委員会を再開されて、そして、そして統一の見解を聞くという理由から考えまして、おかしいという点を指摘したいと思ひます。

第二番目には、この審議の過程において、国会法第五十七条の規定に基く報告がなされない限り、この議案を審議するということは私は不可能であらうと思う。これは何と云つても直ちに本案の審議を継続する必要があるならば、直ちに閣議を求めて正式な見解を表明されなければならぬと思ひます。以上二点について委員長の御見解を求めます。

○委員長(千葉信君) 後段の問題につ

きましては、これは社会労働委員会としてその措置をどうとるかということになるわけでございますから、これは社会労働委員会として考えることにしたいと存じます。

それから前段の問題につきまして、これは委員長といたしまして、ここで直ちに確答をすることのできない問題ですから、この点については、どうこの議事を取り扱うかということについて理事の諸君と協議をして御答弁申し上げますから、暫時お待ちを願ひます。

ちよつと速記をとめて。

午前十一時三十三分速記中止

午前十一時五十八分速記開始

○委員長(千葉信君) それでは速記を始めて下さい。

この際、小林君を初め委員の各位に御了承を願ひます。ただいままで社会労働、農林水産委員会、それぞれ委員長、理事間において打ち合せをいたしましたその結論に基いて、委員長は次の措置をとることに決定いたしました。

この際、政府から求められている発言を許し、その発言について若干の質疑を行ひまして事実を確認しました上に、なお、議事の進行について何らかの措置をとる必要があると考えられる場合には、再び農林水産委員長、両委員会の理事諸君と協議をすることにいたしました。この際発言を許します。

○閣議大臣(神田博君) 昨日来、この法案につきまして、いろいろ御意見がございまして、特に政府内部の意見を統一してくるよう、こういう要請でございます。政府側におきまして

は、合同審査の休憩を要請いたしました。そして、昨夜、閣僚大臣に官房長官、大蔵大臣等集まりまして、党の首脳部も参画いたしました。政府といたしましては、衆議院通過の案で御審議を進めたいと、こういうふうなきめたのでございますが、今朝私が岸総理を外相官邸にお尋ねいたしました。その結果を御報告いたしましたとき、官房長官に連絡をとりまして、これを持ち回り閣議に一つ正規の手続をとる、こういうようなことになりまして、ただいま田中副長官から、その持ち回りが進められておるような事情でございます。従いまして、政府といたしましては、正規の手続によつて衆議院を通過した、ただいま御審議中の法律案をそのまま御審議願つてお通しを願ひたい、こういうことでございまして、この点を明らかにいたしました。お答え申し上げる次第でございます。

○委員長(千葉信君) ただいまの発言に對する質疑も含めて、本案に對する質疑をお願いいたします。

○小林孝平君 まず第一点は、われわれが政府に求めました、統一の見解を求めました理由は、本法が成立いたしました際に、いろいろ行政執行上支障があるかないかという点を含めましてお尋ねしたのであります。この法案を通過してくれれば、してくれれば、これを政府に閣議として政府の意見をただしたのじやありません。われわれは参議院独自の立場からこの法案を審議するのであつて、政府からこの法案を通過してくれ、か、してくれ、か、というふうな、そういう制肘を受けようとは考えておらぬ

のであります。ただいまの神田厚生大臣のお話では、衆議院通過のこの法律をこのまま審議してくれというお話をいたしました。われわれが求めましたものはそういうことではないのであります。全然見当違いであります。こういうことでは、これは形式的の問題でなくて、内容においてわれわれの求めたことと全然違います。しかも昨日来厚生大臣は、これは議員立法であるから、政府の閣議するところではないとおっしゃつたじやありませんか。しかるに今は、持ち回り閣議をもつてこの議員提出の法律案を衆議院送付案通り、審議して通過をはかつてもらいたい、こういうようなことを言つておる。私はこれは行政府の立法府に對する重大な干渉であると思ひます。政府の反省を求めなければならぬ。

また、厚生大臣に特に申し上げたいのは、これは昨日来われわれを待たして、この会期末の重要な議案の山積して、他の委員会にもわれわれは関係して法案を審議しなければならぬ。い、そのわれわれを、昨日来長時間待たして、その結果は全然われわれが求めておるものと違つた結論を出されておるといふのは、私は不謹慎ではないかと考える。

委員長におかれては、ただいま委員長もこの政府の見解をお聞きになつて、われわれが求めておるものと全然違つたものである、また、われわれの審議を拘束するおそれがあるとお考えになつたのだらうと思ひます。この際、委員会を休憩して、この政府の発言に對して当委員会はどういふうな処置をとるかということを御決定

あつてしかるべきだと考えるのであります。すみやかに休憩されんことの意見を申し上げます。

○委員長(千葉信君) お答えいたしました。

どうも委員長としてはなるべく答へたくない答弁でございますが、委員長の確認しました厚生大臣の答弁の内容なるものは、本法案を中心としてたとえばその含まれる範囲の中に入つている食肉業の問題等に關連し、昨日の委員会の審議の経過にかんがみて、政府としては、これはよけいなことでございしますが、たとえば農林省設置法と抵触する疑いがあるかないかという、そういう論議も含めて考慮し、そしてただいまの、述べられました政府の統一見解なるものはそういう内容を含めて、衆議院を通過した法律案に對して、政府としては、この法律案の趣旨に今のところ異議はない。従いまして、今後の審議に關連します事件については、たとえば参議院における社会労働委員会、もしくは社労、農水連合審査委員会等における論議を通じて出て参ります結論については、これは立法府として介入すべき筋合いでもありませんし、また、国会としては介入も許しませんし、従いまして、その点については、厚生大臣の答弁はいささかも触れていないと委員長は確認いたしました。お聞きになつて、この上若干の御質疑を、できれば政府委員との間に展開された後に、議事進行についての問題を委員長としては取り扱いたいと考えております。

○小林孝平君 委員長の御発言のうち一部は了承いたしました。しかしながら、質疑をせよとおっしゃいますけれども

どうも委員長としてはなるべく答へたくない答弁でございますが、委員長の確認しました厚生大臣の答弁の内容なるものは、本法案を中心としてたとえばその含まれる範囲の中に入つている食肉業の問題等に關連し、昨日の委員会の審議の経過にかんがみて、政府としては、これはよけいなことでございしますが、たとえば農林省設置法と抵触する疑いがあるかないかという、そういう論議も含めて考慮し、そしてただいまの、述べられました政府の統一見解なるものはそういう内容を含めて、衆議院を通過した法律案に對して、政府としては、この法律案の趣旨に今のところ異議はない。従いまして、今後の審議に關連します事件については、たとえば参議院における社会労働委員会、もしくは社労、農水連合審査委員会等における論議を通じて出て参ります結論については、これは立法府として介入すべき筋合いでもありませんし、また、国会としては介入も許しませんし、従いまして、その点については、厚生大臣の答弁はいささかも触れていないと委員長は確認いたしました。お聞きになつて、この上若干の御質疑を、できれば政府委員との間に展開された後に、議事進行についての問題を委員長としては取り扱いたいと考えております。

○小林孝平君 委員長の御発言のうち一部は了承いたしました。しかしながら、質疑をせよとおっしゃいますけれども

どうも委員長としてはなるべく答へたくない答弁でございますが、委員長の確認しました厚生大臣の答弁の内容なるものは、本法案を中心としてたとえばその含まれる範囲の中に入つている食肉業の問題等に關連し、昨日の委員会の審議の経過にかんがみて、政府としては、これはよけいなことでございしますが、たとえば農林省設置法と抵触する疑いがあるかないかという、そういう論議も含めて考慮し、そしてただいまの、述べられました政府の統一見解なるものはそういう内容を含めて、衆議院を通過した法律案に對して、政府としては、この法律案の趣旨に今のところ異議はない。従いまして、今後の審議に關連します事件については、たとえば参議院における社会労働委員会、もしくは社労、農水連合審査委員会等における論議を通じて出て参ります結論については、これは立法府として介入すべき筋合いでもありませんし、また、国会としては介入も許しませんし、従いまして、その点については、厚生大臣の答弁はいささかも触れていないと委員長は確認いたしました。お聞きになつて、この上若干の御質疑を、できれば政府委員との間に展開された後に、議事進行についての問題を委員長としては取り扱いたいと考えております。

ども、われわれが求めているものと全然違ふものを今お述べになつてゐるのではありません。われわれは、われわれが求めているものを、不備ではあるけれども、そういうものが出来たならば質疑をいたしますけれども、われわれが求めましたこの審議に必要な政府の見解なるものは、全然触れられておらぬのです。ただこの法案をこのまま通して、こういうことではこれは質問ができないのであります。せいという方がこれは無理だ。従つて、そういうことをやっていると審議はおくれませんから、すみやかに休憩をして、善後措置を理事において協議されんことを望む次第であります。重ねてお願いいたします。

○委員長(千葉信君) お答えいたしました。委員長といたしましては、ただいま質疑という言葉を使いましたが、先ほど委員長が申し上げました内容は、ただいまの発言に対する部分を含めて案件に対する質疑ということでありまして、つまり委員長の申し上げました質疑は、具体的にはこの際は、政府委員もしくは厚生大臣等に対し、ただいま発言のありましたその内容等について、御承知の通り、厚生大臣は持ち回り閣議云々という発言もしておられるようですから、そういう点も含めてもう少し事態をはつきりさせて、そして当連合委員会の質疑は続行できるかできないかという、そういう問題がもう少し浮き彫りにされてから、議事進行の問題について考えたいというのが委員長の本意でございますから、その点御了承願ひたいと思います。

○千田正君 昨日以来の連合委員会におきまして、政府当局のお答えは、非

常にわれわれの納得いかない点が多々あるのであります。それはこの法案を通じまして、非常に農林省の考え方、厚生省の考え方、厚生省の中でも社会局あるいは公衆衛生局との間の考え方、多少の差がある。私は衆議院の諸君に対してはまことに遺憾の意を述べざるを得ないのであります。もちろん衆議院の諸君が熱意をもつてこの法案を通通してきたことは認めますけれども、早々の間においてきめられたような感を深くするのであります。他院のことをかれこれ言うのは私は差し控えますが、参議院のあるゆえんのものは、衆議院において通過しました法案としまして、国民の預託を受けたわれわれとしては慎重審議しなければならぬ。これはわれわれ参議院に課せられたところの重大なる責任であります。がゆえに、参議院の諸君としましても了とされたいと思うのであります。そこで、ただいま厚生大臣からの所信を述べられましたが、私はその点に非常に疑点がある。

まず第一点、私はあなたに申し上げたいのは、昨日の午後におけるとこの会議の途中において、われわれは統一した意見を持つていくからしばらく待つてもらいたい、直ちに帰つてきません、こう言つて帰られたが、十一時になつても、十一時半になつても、あなた方から何の答も得られない。執行部の立場において、当然第一番の発声において、この社会労働委員会と農林水産委員会の合同審議会に対して、きのうとられた措置に対して、一言謝罪されてしかるべきだと私は考えるのであります。これははなはだ遺憾の意を表したい。

第二の問題としましては、あなたがたにおっしゃられたのは、一応関係閣僚間において了解を得たから、これを一つの意見として外務大臣官邸に総理大臣をたずねて、持ち回り閣議によつてこの問題の最終決定を得たいというお考えを述べられておりますが、そうだとするならば、ただいまのところは持ち回り閣議の進行中であつて、まだ最終的の正式な閣議の決定ではないといふことをあらためてあなたがたが確認されたように私は考えるのであります。そこで私としましては、これは決定した閣議ではないといふこと、この点を私はあえて申し上げたい。

第三の点は、非常に重要な点でありますから、この点は特に厚生大臣の所信を明らかにしていただきたいと思つて、昨日、午前中のこの会議におきまして、井出農林大臣は、この法案がかりに通つたとするならば、非常に自分らの農林行政の上に支障を来したとくる、賛意を表しかねる、こういう御意見を述べられたのであります。われわれ農林委員会といたしまして、この法案をつぶさに検討いたしますと、この法案を、食肉の問題あるいは氷雪の問題あるいは農林設置法に関する問題あるいは地方自治制度に関する問題等、もろもろの欠点がありますので、直ちにこれを通過するといふことはわれわれは納得いきません。われわれ農林委員会の各位の意見をただし、農林委員会としましては、どうしてもこれを納得できない。観念にただし、立つておるのであります。それで、最終的には社会労働委員会において決定されますから、この合同審議における

われわれの考え方がいづれも一致しまして、食肉問題、氷雪問題について農林委員会としては納得いかないから、社会労働委員会にこの修正方を申し入れたとかりにしまして、社会労働委員会の最終決定が食肉問題あるいは氷雪問題を削除された場合において、この法案がもしも通過した場合において、厚生大臣はどういうお考えを持っておられるか、どういふ所信のもとに行政をされるか、この点を一応仮定でありませうけれども、あなたの所信を承わつておきたい。

以上三点について私はお尋ねいたします。

○國務大臣(神田博君) お答えいたします。

第一点の政府の正規の閣議が、持ち回りであるにせよ、どうもおくれているのではないかと、どうもおぐれていない、なお、それに加えて非常に返事がよくないというおしかりでございます。したが、これはおぐれておりますことは今おっしゃる通りであります。これは大へん恐縮いたしております。きのうの委員会の御要請では、政府が衆議院において意見を述べた機会がどうもなかったやうだ。前内閣でございますか、その際述べた意見をそのままとりますと内容が違つてくるものだから、新たに一つ政府内部の意見を述べるといふ処置をし、こういうふうな私どもきのう承つたやうな気がいたしまして、そこで閣僚関係その他の閣僚と御相談いたしまして、政府といたしましてはその意見といたしまして、この衆議院送付の法案をそのまま御審議願つて、こうでございます、こういうことでございます、従ひまして、その

際、先刻お述べになりましたような各省設置法との関係でどういふことになつて、それらの問題についても、これが通過した際において十分調整をしなければならぬやうなやうな配慮もいたしまして、今私が申し上げましたやうな決定をした、こういうふうでございます。御了承願ひたいのであります。

それから次の第三点の、農林委員会のあることも私十分承わつております。よく承知しておるつもりでございます。そこで、多数の方々がこの法案について今御指摘になつた修正をする場合において、厚生大臣はどういふやうな一体考えを持っておるかといふやうに私承わつたのでございますが、これはもとより当院の固有の権限として、修正なり、削除なり、適當の措置をとられますことは、政府といたしましては、そのまま尊重いたしまして、できました法案についての運用の最善を期して参りたい、かような考えを持つております。そういう場合がありましたが、今私が申し上げたやうなことをいろいろ打ち合せをした問題でございます。私だけの意見ではなく、千田委員がどういふ修正があつた場合についてはどうかといふやうな御意見につきましては、政府といたしましては、そのまます承ひたいとして、法の執行については最善を尽くそう、こういう考えでありますので、この点も御了承願ひたいと思ひます。

○千田正君 それで私は委員長にお伺ひいたしますが、ただいまの厚生大臣の答弁によつて大体私がお尋ねした点

は明らかにりましたが、ただ持ち回り閣議であるとするならば、まだそれは決定しておらない。決定しておりませんから、一応その経過の御報告はただいま厚生大臣から承りました。しかし、統一した閣内閣としての閣議決定というものはまだ承わっておりません。このままこの合同委員会を続行するか、あるいは休憩するか、こういう問題につきましては、また、質疑の終ったあとにおいてお諮り願いたいと思います。

○委員長(千葉信君) この際、厚生大臣に委員長からお伺いいたしますが、持ち回り閣議の進行状況等おわかりでありましたら、お答え願いたいと思います。

○國務大臣(神田博君) ただいま委員長から持ち回り閣議の進行状況はどうか、こういうお尋ねでございますが、閣議は前例によりまして、主管大臣が了承し、さらに、財政担当の大蔵大臣も了承し、それから総理も了承いたしますと、もうそのまゝ政府部内においてはまとまった、それぞれ担当大臣の意見を尊重いたしまして、そうして内閣一体ではございますが、形式的には、それは一人二人旅行等ございしますれば、間に合わない場合もあるかと思ひますが、大体あげて一任してある。こういうことになっておりますので、先ほど来だいたい時間もたっておりますし、それから国会の最後の日でございますから、各大臣院内におられますので、大体今ごろはもうサインが完了しているだろう、こういうふう

に私、これは時間的に計算いたしました、はつきり申し上げることができる

○委員長(千葉信君) また、重ねてお伺いいたしますが、ただいまの御答弁、私の方でお尋ねしていることは、閣議決定に至る具体的な措置等についてはなくて、本日から行われております持ち回り閣議の進行の状況が、もっと具体的に答弁されなければ、この委員会の進行について委員長は判断を下すわけに参りませんので、もう少し明確に御答弁願いたいと思います。

○國務大臣(神田博君) もう完了してると私は考えております。

○委員長(千葉信君) それではお諮りいたしますが、ただいまの委員長と神田厚生大臣との質疑応答でもわかりますように、その閣議決定の措置は目下進行中でございまして、ただいまの御答弁によりまして、そろそろ完了したところだという話でございますので、委員長といたしましては、ちょうど時間も時間でございますから、その具体的な措置がとられて、委員会に正式に閣議決定の内容について御報告があるまで暫時休憩することにし、と存じます。

午後零時二十一分休憩

午後八時二十八分開会

○委員長(阿具根登君) 休憩前に引き続き、連合審査会を開会いたします。御質疑を願います。――質疑もないようでありますから、社会労働、農林水産委員会連合審査会は終了いたすことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(阿具根登君) 御異議ないものと認めます。よって連合審査会はこ

れにて終了することに決定いたしました。これにて散会いたします。

午後八時二十九分散会

